

序論 民事実務科目の概要

第1. 何が問われるのか

民法では、一定の権利が発生又は消滅するための条件を学習

民事訴訟法では、権利の存否を判定する手続とルールを学習

→民事実務基礎科目では、民法と民事訴訟法の理解を前提として、「実際の訴訟手続ではどのように振る舞うべきか」を学習する

→試験では、具体的な訴訟活動（その準備を含む）が問われる

ex. 原告代理人として、訴状には何をどのように記載すべきか

被告代理人として、請求棄却に持ち込むために何を主張・立証すべきか

裁判所として、当事者間に争いのある事実の存否をどのように判断すべきか

第2. 具体的な学習事項

1. 要件事実論

訴訟では、原告が訴訟物たる権利の存在を基礎づけるための事実を主張・立証し、被告がその不存在を基礎づけるための事実を主張・立証する

→それぞれ、どこまでの事実を主張・立証しなければならないのか

ex. 売買代金支払請求訴訟

原告は、契約締結の事実に加えて支払期限が到来したことも主張すべきか

被告は、代物弁済の合意の事実に加えて代物を給付したことも主張すべきか

→個々の権利ごとに、その発生原因事実や消滅原因事実などを整理する必要あり

要件事実論では、その整理の仕方ないし整理する際の「考え方」を学習する

※ 整理の結果を覚えることよりも、その前提となる「考え方」を理解する方が重要

試験では、ここで学ぶ「考え方」と民法に関する知識を駆使して解答を考える

2. 事実認定論

訴訟では、裁判所が争いのある事実（争点）を整理し、その存否について判断する

→争点をどのように把握すべきか（特に文書の成立の真正が争われる場合）

当事者から提出された多数の資料をどのように用いて判断すればよいのか

→事実認定論では、実務における一般的な判断枠組みを学習する

3. 民事保全

訴訟を提起して勝訴判決を得ても、それまでの間に被告の責任財産が減少し、あるいは請求の目的物が第三者に移転してしまった場合、権利を実現することは困難になる

→そのような不都合を回避するための手段について学習する

4. 民事執行

勝訴判決を得ても、そのままでは「絵に書いた餅」に過ぎない

被告（債務者）が判決内容に従って義務を履行しない場合もあり得る

→判決で認められた権利を強制的に実現するための手続について学習する

第3. 参考書籍

- ・ 司法研修所編「新問題研究 要件事実」法曹会
- ・ 司法研修所編「事例で考える民事事実認定」法曹会
- ・ 大島眞一著「完全講義 民事裁判実務 基礎編」民事法研究会
- ・ 和田吉弘著「基礎からわかる民事執行法・民事保全法」弘文堂

第1編 要件事実論入門

第1章 要件事実の基礎

第1. 基本概念

1. 要件事実

- ・ 私人間の権利は、どこに・どのような形で存在するのか、外形的には判別し得ない
 - 実体法（民法）は、権利が発生・変更・消滅するための条件を定め、その条件に対応する事実の有無を確かめれば権利の存否を判別できるようにしている
 - 実体法が定める一定の条件のことを「要件」といい、要件に該当する事実のことを「要件事実」という
- ・ 要件事実とは、いかなる法律効果をもたらすかによって、以下のとおり区別される
 - － 権利根拠事実：権利の発生という効果をもたらす要件に該当する事実
 - － 権利障害事実：権利発生を障害するという効果をもたらす要件に該当する事実
 - － 権利消滅事実：権利の消滅という効果をもたらす要件に該当する事実
 - － 権利阻止事実：権利行使を阻止するという効果をもたらす要件に該当する事実
- ex. 売買代金支払請求権の要件事実
 - 権利根拠事実＝当事者間で売買契約を締結すること
 - 権利障害事実＝当事者間の意思表示が通謀虚偽表示に該当することなど
 - 権利消滅事実＝買主が債務不履行解除することなど
 - 権利阻止事実＝買主が同時履行の抗弁権を行使することなど

2. 証明責任（立証責任）

(1) 意義

- ・ 訴訟では、ある事実につき、当事者が主張・立証を尽くしたものの真偽不明に陥ったという場合でも、裁判所が「分からない」と判断することは許されない
 - 当該事実について、存在又は不存在のいずれかを決めることになる
 - その結果として、原告と被告のいずれかが不利益を被ることになる
- ex. 売買代金支払請求訴訟において、弁済の事実が真偽不明となった場合
 - 弁済の事実があるものと扱うならば、売買代金支払請求権は消滅していることになるため、売主（原告）が不利益を被る
 - 弁済の事実はないものと扱うならば、売買代金支払請求権は残存していることになるため、買主（被告）が不利益を被る
- ・ このように、ある事実が真偽不明に陥った場合に一方当事者が被る訴訟上の不利益（自己に有利な結論を得られないという不利益）、又は、そのような不利益を被る危険のことを「証明責任」という

(2) 証明責任の分配

- ・ 証明責任は、個々の事実ごとに、あらかじめ、原告と被告のいずれかに配分されていることを要する（∵当事者に予測可能性を与えるとともに裁判の公平性を保つため）。
- ・ 証明責任をどのように配分するかについては、「法律要件分類説」という考え方が存在する。これは、「自己に有利な法律効果を主張する者は、その法律効果の発生を定める法規の要件に該当する事実について証明責任を負う」という考え方であり、換言すれば、「原告に有利な法律効果の発生要件に該当する事実は原告が証明責任を負い、被告に有利な法律効果の発生要件に該当する事実は被告が証明責任を負う」とする考え方である。
- ・ 実務では、証明責任の分配は、基本的には実体法の規定の文言や形式に従うべきとされる。例えば、錯誤取消権を定める民法 95 条は、表意者に重大な過失がないことを取消権成立の要件とするのではなく、表意者に重大な過失があることを取消権成立の障害事由として定めているため、表意者の重大な過失を基礎づける事実については、取消権成立を争う相手方が証明責任を負うべきものと判断される。

このような実務の考え方は、要するに、「条文が権利の発生原因事由として定めていれば権利を主張する者に証明責任を負わせ、条文が権利の障害・消滅・阻止事由として定めていれば権利を争う者に証明責任を負わせる」というものであり、法律要件分類説と変わらないとも思える。ただし、実務の立場は、条文の文言・形式を基本としつつも、法の趣旨・目的や当該事由の性質、立証の難易などを踏まえて証明責任の分配を決するというものである。例えば、債務不履行による損害賠償を定める民法415条1項は、債務者が「履行をしない」ことを損害賠償請求の要件として規定しているため、請求者が証明責任を負うものとも思えるが、債務の履行は本来、債務者が自己の責任を免れるために立証すべき事由であることから、債務者たる相手方が証明責任を負うものとされている。このように、実務の考え方は法律要件分類説と全く同じというわけでもない（実務は「修正された法律要件分類説」などと呼ばれる）。

(3) 主張責任との関係

- ・ 弁論主義（訴訟資料となる主張と証拠の提出を当事者の権能かつ責任とする建前）の下では、裁判所が当事者の主張なくして主要事実（一定の法律効果を定める規範の要件に直接該当する具体的事実）を認定することは許されない
 - 当事者が主要事実を主張せず、それが弁論に現れない場合には、法律効果の発生が認められないことになる
 - ex. 売買代金支払請求訴訟において買主（被告）が弁済の事実を主張しない場合
 - たとえ弁済の事実を示す証拠が存在しても、裁判所はその事実を認定することができず、弁済の効果の発生も認められないことになる
 - 買主（被告）は、代金債務の消滅という効果を認めてもらえないという不利益を被る
- ・ ある主要事実が弁論に現れないことにより一方当事者が被る訴訟上の不利益（自己に有利な法律効果の発生を認めてもらえないという不利益）、又は、そのような不利益を被る危険のことを「主張責任」という
- ・ 証明責任と主張責任を比較すると、前者はある主要事実が証明されなかった場合に一方当事者が被る不利益（＝その主要事実から生じる法律効果を前提とする判断を得られないという不利益）であるのに対し、後者はある主要事実が主張されなかった場合に一方当事者が被る不利益（＝その主要事実から生じる法律効果を認めてもらえないという不利益）であり、両者は「問題となる主要事実から生じる法律効果を受けられない」という点で共通する。そして、このような共通点から、実務では、証明責任を負う者が同時に主張責任を負うことになるものと解されている（証明責任の所在と主張責任の所在は一致するという考え方）